

平成27年度事業計画(案)

I. はじめに

昨年度は、隣接士業等に関する法改正が相次いだ。われわれ司法書士も業務全般に関する法律相談権の確立などが切望される中で、日本司法書士会連合会では、司法書士法改正に向けた取り組みについて協議を継続している。司法書士が市民の信頼を得るためにも、業務を行うにあたり必要な法改正を実現する必要がある。そのためには、他の職種とは異なる職能として、登記を中心としたさまざまな法律問題に対応できる身近なくらしの法律家であることを、われわれは深く認識する必要がある。

当会では、昨年度実施した相続・遺言についての講演会及び無料法律相談会の他、商業・法人無料相談会や、例年継続している各種の無料相談会を今年度も継続して開催する。また、社会貢献活動などを通して、市民からの信頼を得るために、「市民への法的サービスの拡充」を当会の事業として最重要と位置付けていることから、今年度は、日本司法書士会連合会主催による、「消費生活相談セミナー」を当会が後援し、県内で開催する予定である。

上記のような対外的活動を行う会員を強力に支援するため、研修事業及び業務に関する資料提供を充実させる取り組みを、今年度のもうひとつの重要な事業とする。司法書士の根幹である登記業務、近年司法書士業務の範囲を広げている規則31条業務といわれる分野、裁判書類作成業務さらには紛争性のある事件への対応など、いずれも重要な司法書士業務である。

そこで具体的に、「涉外登記」、「事業承継」、「裁判実務」を重点事業に位置付け、沖縄県における特殊事情を踏まえた涉外相続登記や、外国法人に関する登記手続き、事業承継に関連する登記業務、附帯業務としての企業法務全般、信託に関する業務、家事事件、民事事件などの分野について研修等の事業を企画する。

周知のことではあるが、司法書士法第1条は、「・・・もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。」と定めている。この理念に基づき、司法書士は、多くの権利擁護活動を行っている。当会においても、消費者教育の一環として県内高等学校への講師派遣、経済的困窮者への支援に関連する自死対策への取り組み、当会会員の未成年後見人就任、民事法律扶助を利用した経済的弱者への法的支援など、国民の権利の保護に寄与するために、多様な事業が行われてきた。今年度も、これらの社会貢献について、より積極的に事業を実施する。

II. 司法書士を取り巻く状況

1. 不動産登記、取引立会関連業務

平成26年5月に公布された地方自治法の一部を改正する法律により創設された、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、今後の運用実績などを注視し情報収集に努める。

不動産登記委員会を中心に不動産登記に関する研究等を継続する。特に、重点事業である「渉外登記」をメインに研究を行う。また、所有者不明土地、つぶれ地等の問題は今後も継続して取り組むべき案件である。その他、不動産登記分野における複雑困難な登記や特殊な事例の情報を収集し、会員へ資料を提供する。

その他不動産登記におけるオンライン申請の利用率を高めるための活動等を行う。

2. 商業・法人登記等企業法務関連業務

平成27年5月1日から、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）が施行された。商業・法人登記の実務にも影響が大きいと考えられる。これらを含めた、会社法、商業登記法等の法改正に対応するため、研修等を実施する。

商業・法人登記手続きを代理できる唯一の専門家であることを、広く広報する目的も兼ねて、昨年度実施した商業・法人登記無料相談会を継続して開催する。重点事業である「事業承継」に関連した実務についても研究、研修等の実施を行う。

3. 簡裁代理・裁判事務関連業務

会員の裁判事務関連業務の受託促進のために、具体的事件についての勉強会、実務経験のある会員による講義等を企画していく。

労働基準法など労働関連法の改正案が国会で議論されている。われわれ司法書士が「くらしの法律家」であるために、労働法の分野に関する知識も必須といえる。雇用形態の多様化等に伴う近年の改正点も含め、労働事件へ対応するための研修等を予定する。

4. 消費者問題関連業務

今年度は、連合会主催の消費生活相談セミナーを県内で開催することを予定している。これを契機にして、会員の消費者問題への関心を高めてい

きたい。また継続事業として、自己破産調査に関する分析、高校生向け消費者教育のリーフレットの改定等を行う。

この他、近年の債務整理の特徴を踏まえた勉強会の開催や、県内における適格消費者団体設立へ向けた活動の情報収集を行っていく。

5. 関連団体（政治連盟・リーガルサポート・青年の会）との連携

国民の権利保護に携わる司法書士がその専門的知見を十分に活用し、さらなる国民の期待と信頼に応えるために、司法書士法の改正は避けては通れない。司法書士制度の発展のために重要な責務をもつ日本司法書士政治連盟沖縄県会と今後もさらなる連携を重視する。

全国的に、度重なる会員の不祥事により、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは設立以来最大の課題に直面している。司法書士界全体の問題であり、当会としてもリーガルサポート沖縄支部と連携して、後見業務等における信頼性の高い執務を国民に提供するため、会員研修等を企画する。

青年の会は人材育成の場であり、新しい業務の研究、さまざまな社会奉仕活動などで司法書士の活動領域を広げる役割を果たし、国民の信頼と期待に応える活動を行っている。当会は今後もその活動を強力に支援していく。

6. 社会貢献、権利擁護に関する事業など

債務整理業務への関わりが減少している状況のなかで、貧困問題や自死問題への関心が薄れていく懸念もある。多重債務者への救済活動から始まったこれらの問題への対応について、これからもわれわれ司法書士が積極的に関与する必要性を意識しながら、行政等と連携し取り組んでいく。

「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が昨年度全面施行されている。この他にも、子ども、高齢者、女性などの権利保護を目的としているさまざまな条約・法律等がある。われわれ司法書士も成年後見業務、家事事件への関与、消費者問題の取り組み等からこれまで以上に見聞を広げ、市民に身近な法律家として、地域社会と連携し、市民の権利擁護に寄与していく。

以上をふまえ、当会は、今年度の事業計画として、重点事業並びに個別的な事業計画を以下のとおり策定する。

Ⅲ. 事業計画の具体的推進

- 重点第1. 市民への法的サービスの拡充
- 重点第2. 渉外登記
- 重点第3. 事業承継
- 重点第4. 裁判実務

第1. 重点事業

重点第1. 市民への法的サービスの拡充

[総務部・相談事業部・企画部・
広報部]

1. 法律相談の充実

- (1) 沖縄県多重債務対策協議会や市町村が開催する「多重債務者相談強化キャンペーン」に伴う多重債務相談会へ相談員を派遣する。
- (2) 「なは司法書士総合相談センター」にて週二回（火曜日・木曜日）、「やんばる司法書士総合相談センター」にて毎月一回（第3水曜日）、所属相談員による無料の面談法律相談を実施する。
- (3) 行政評価事務所主催の「暮らしの総合行政相談」（那覇中央郵便局・那覇市小禄支所）に毎月一回、同事務所主催による特設「一日合同行政相談」に、それぞれ、司法書士総合相談センター所属相談員を中心として相談員を派遣する。
- (4) 那覇市、浦添市、宜野湾市、豊見城市、うるま市、金武町、久米島町、読谷村、今帰仁村、中城村、那覇市社会福祉協議会、浦添市社会福祉協議会、南城市社会福祉協議会、沖縄市社会福祉協議会、石垣市社会福祉協議会、北谷町社会福祉協議会、中城村社会福祉協議会、沖縄県労働者福祉基金協会（那覇市、北谷町）等の行政機関に、司法書士総合相談センター所属相談員を中心として相談員を派遣、または紹介する。
- (5) 紹介依頼に対し、最寄りの会員を紹介する。
- (6) 司法書士総合相談センター所属相談員による、離島からの無料電話法律相談を常設する。また、電話相談の利用を促進するため、離島の地方自治体への広報を工夫する。
- (7) 九州ブロック司法書士会協議会と連携し、司法過疎地域における法律相談会を開催または、相談会への相談員の派遣をする。
- (8) 法務局主催の「全国一斉！法務局休日相談所」等の相談会へ会員を派遣する。

- (9) 連合会から要請のある相談会，その他各種相談会を実施する。
- ア 6月「商業・法人登記無料相談会」
 - イ 9月「高齢者・障害者のための成年後見相談会」
 - ウ 10月法の日週間における「司法書士法律相談」
 - エ 2月「相続登記相談」(特設会場を設置した相談会や講演会の開催)
 - オ その他の相談会
- (10) 沖縄県の自殺対策事業に協力する。
- (11) 消費者庁の消費者月間の企画に合わせて，各司法書士事務所において1ヶ月間消費者トラブル案件の無料相談を行なう。
- (12) 消費者金融会社等の破綻があった場合，利用者の利益を守るため，緊急相談会などを行なう。
- (13) 司法書士総合相談センターの充実とさらなる相談員の養成，拡充に取り組む。特に新入会員等に対しては，相談技法向上の為，同席研修を奨励する。
- (14) 司法書士総合相談センターの事業運営の充実及び広報に注力する。
- (15) 全国のADR調停センターの運用状況等を調査し，小規模単位会に適した調停センターのあり方を検討し，認証手続きを進めていく。

2. 社会貢献活動

司法書士の社会貢献活動を推進し，他団体と連携しながらさまざまな社会問題に積極的に対応する。

- (1) 沖縄土業等ネットワーク協議会が主催する「よろず相談会」へ相談員を派遣する。
- (2) その他の社会貢献活動

3. 講師派遣

- (1) 消費者教育の一環として，県内高等学校へ講師を派遣する。
- (2) 県内各団体等から要請があれば，会員を講師として派遣する。
- (3) 会員講師養成及び人材育成に努める。

重点第2. 涉外登記

[研修部・企画部]

平成28年に「第6回世界のウチナーンチュ大会」の開催が予定されている。多数のウチナーンチュが来沖するので，これを契機として，涉外相続登記を中心とした，「涉外登記手続き」の研究，会員向けの研修・情報提供への取り組み

を行う。この他、渉外登記に関する分野について、研究・情報提供等を行っていく。

重点第3．事業承継

〔研修部・企画部〕

「事業承継」というテーマは、確立した定義はなく、「経営承継」、「企業承継」ともいわれることもある。さまざまな分野にまたがる業務内容であるが、われわれ司法書士が関わる場面も多い。司法書士が企業法務に積極的に関わっていくためにも、本年度は「事業承継」を切り口に、より一層商業・法人登記の手続きについての専門性を高めるべく、研修等を企画する。

また、「事業承継」に関連する、不動産登記、信託業務等についても総合的に取り組む。

重点第4．裁判実務

〔研修部・企画部〕

成年後見業務をはじめ、不在者財産管理人選任、相続財産管理人選任や相続放棄の申立て等は、多くの司法書士が既に取り組んでいる。一方、離婚事件や遺産分割調停事件については紛争性の高い事件であったため、取り組む会員はそれほど多くはなかった。身近な法律家としてこれらの家事事件を受託するための方策を策定する。

更に簡裁訴訟代理及び本人訴訟支援の裁判事務を受託しやすい環境を研修会を通して整備し、身近な法律家としてこれら裁判事務を受託するための方策を策定する。

第2．個別事業

1．研修制度の充実

1．会員研修

(1) 集合研修

ア 倫理に関する研修

- イ 新法・改正法に関する研修
会社法、商業登記法などの改正に関する研修を実施する。
- ウ 不動産登記に関する研修
- エ 商業・法人登記に関する研修
- オ 裁判実務に関する研修
- カ 家事・財産管理に関する研修
- キ 消費者問題に関する研修
- ク 信託に関する研修
信託に関する業務は、今後、司法書士にとって重要なものとなる可能性があると考え、昨年に引き続き研修を実施する。
- ケ その他実務に関する研修
他士業、又は他県からの外部講師を招き、周辺業務の研修を活発に行いたい。

(2) ゼミ形式の研修

会員が体験した事務の中で興味深い事件や疑問と思った事件を発表してもらい、それを参加者で検討するといった形式で研修をする。

(3) 支部研修会

支部主催の研修を奨励する。

(4) 連合会主催研修会への参加を奨励する。

- ア 日司連年次制研修会
- イ 特定分野研修会
- ウ 法令一斉研修会
- エ 日司連中央研修所新人研修会

(5) 九州ブロック会員研修会への参加を奨励する。

- ア 平成27年9月12日第17回九州ブロック会員研修会
テーマ「改正不動産登記法施行10年目の検証～よりよい不動産登記制度を求めて（仮称）」（於；大分）
- イ 九州ブロック新人研修会

2. 新入会員研修会

- (1) 新入会員配属研修
- (2) 新入会員一般研修会

日司連、九州ブロックの新人研修会と整合性の取れた研修会を開催する。

3. 関連団体との共催

当会の関連団体と共催し各種研修会を開催する。

4. 補助者研修会

(1) 補助者教養研修会

(2) 補助者業務研修会

5. 研修会への派遣

日司連及び日司連中央研修所主催の研修会へ適宜、会員を派遣し伝達研修を行う。

6. 本年度の検討課題

(1) 倫理研修の強化に取り組む。

(2) 研修参加率を向上させるため工夫する。

連合会は、研修制度の充実と研修受講率の向上を図るため会員研修におけるeラーニングの活用を重要視しており、当会としても全会員が12単位修得できるようにeラーニングを様々な研修に生かしたい。

(3) 他専門職能を活用した研修会が開催できるよう取り組む。

(4) 離島の会員を対象とした、インターネットを利用した研修の改善に取り組む。

2. 業務の改善

1. 会員の執務に対する対応

(1) 司法書士倫理に関する研修会を開催する。

(2) 日司連年次制研修会の積極的受講及び不参加者への対策を強化する。

2. 法テラスとの連携強化

(1) 司法支援関連事業

窓口専門職員の派遣を継続する。法テラスから要望がある場合、司法書士による法律相談に相談員を派遣する。

(2) 民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

3. リーガルサポート沖縄支部への支援
司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、全面的に同支部を支援する。

3. 組織の充実強化

[広報部・共済委員会・総務部・経理部・研修部・企画部]

1. 支部長会の充実
各支部の実情の把握に努め、本会与支部との一層の協調を図る。
2. 会員への情報提供
 - (1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。
 - (2) 26年度、消費者委員会・裁判事務委員会が共同で作成した「ヤミ金・共済金業者対策マニュアル」を会員に配布する。
 - (3) 業務上有意義な資料を収集し、ホームページで会員への情報提供を継続する。
 - (4) 毎月1回、会務情報紙を発行する。
3. 共済制度、福利厚生事業
 - (1) 共済制度の充実
 - (2) 福利厚生事業
4. 事務局の強化、会務の電算化、情報提供方法のIT化を積極的に推し進める
5. 政治連盟、リーガルサポート、青年の会との協議、情報交換
6. 規則等の改善の検討
7. 財政基盤の強化
 - (1) 会館建設借入金の返済及び修繕積立金の着実な履行
 - (2) 会費自動振替の促進

4. 執務環境の改善

[非司排除委員会・総務部]

1. 非司排除活動

法務局から司法書士法に違反する事実の有無についての調査要請があれば各支部協力のもと実態調査を行う。

2. 隣接職能団体及び関係機関団体と協調，連携する。

5. 広報活動

[広報部]

1. 広報的相談活動の実施

(1) 相続登記はお済みですか月間

沖縄タイムス・琉球新報の県内2紙に投稿し，2月の実施期間中，会員事務所において無料相談を実施する。

(2) 役員変更登記はお済みですか月間

沖縄タイムス・琉球新報の県内2紙に投稿し，5月の実施期間中，会員事務所において無料相談を実施する。

(3) 司法書士の日無料法律相談の実施

8月3日の「司法書士の日」に各会員の事務所において，無料法律相談を実施する。

(4) 法の日司法書士無料法律相談会

各支部協力のもと，支部毎に無料法律相談会を実施する。県内で発行される新聞に有料広告を行う。

2. 8月3日の「司法書士の日」にちなんで，司法書士制度を周知するイベント等を実施する。

3. 必要に応じて，社会問題に対する会長声明・司法書士会見解等の発表を積極的に行う。

4. 破産申立て事例等に関するアンケートの収集及び調査報告のホームページへの掲載

5. 会報の発行